

駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。
なお、必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所において放置車両の確認等を実施する。

活動路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道5号 （金山1条3丁目交差点から西宮の沢5条1丁目（追分通）交差点までの間及びその周辺）	5時～22時
道道石狩手稲線 （手稲本町3条3丁目（国道5号）交差点から前田6条10丁目（下手稲通）交差点までの間及びその周辺）	5時～22時
下手稲通 （新発寒5条1丁目（追分通）交差点から明日風2丁目（星置駅前通）交差点までの間及びその周辺）	5時～22時
二十四軒手稲通 （富丘1条5丁目（富丘通）交差点から手稲本町2条5丁目（曙通）交差点までの間及びその周辺）	5時～22時

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
星置駅前通 （星置駅北口から手稲山口（下手稲通）交差点までの間及びその周辺）	5時～22時
樽川通 （曙1条1丁目（手稲駅西側通）交差点から前田6条16丁目（下手稲通）交差点までの間及びその周辺）	5時～22時
曙通 （手稲本町2条5丁目（国道5号）交差点から曙6条2丁目（下手稲通）交差点までの間及びその周辺）	5時～22時

活動地域

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
手稲駅南側地区 (手稲本町 1 条 3 丁目から 4 丁目 手稲本町 2 条 3 丁目から 5 丁目) 及びその周辺	5 時～22 時
星置駅北側地区 (星置 1 条 2 丁目から 3 丁目) 及びその周辺	5 時～22 時

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
手稲駅北側地区 (前田 1 条 10 丁目 3 番から前田 1 条 1 2 丁目 前田 2 条 1 0 丁目 2 番 前田 2 条 1 1 丁目から 1 3 丁目 前田 4 条 1 1 丁目から 1 5 丁目 前田 5 条 1 1 丁目から 1 5 丁目) 及びその周辺	5 時～22 時
手稲駅北西側地区 (曙 1 条から 4 条までの 1 丁目及び 2 丁目 曙 5 条 1 丁目及び 2 丁目の下手稲通以南) 及びその周辺	5 時～22 時
星置駅北西側地区 (星置 1 条 4 丁目から 5 丁目) 及びその周辺	5 時～22 時
星置駅南側地区 (稲穂 1 条 7 丁目から 8 丁目 稲穂 2 条 7 丁目から 8 丁目) 及びその周辺	5 時～22 時
稲積公園地区 (前田 1 条 4 丁目から 9 丁目 前田 1 条 1 0 丁目の 1, 2, 5 から 8 番 前田 2 条 4 丁目 前田 2 条 7 丁目から 9 丁目 前田 3 条 4 丁目 前田 3 条 7 丁目から 9 丁目 前田 4 条 4 丁目から 8 丁目 前田 5 条 4 丁目から 8 丁目) 及びその周辺	5 時～22 時

札幌方面手稲警察署